

福島第一原子力発電所における 放射線防護上の不適合事例について

2026年2月5日

東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

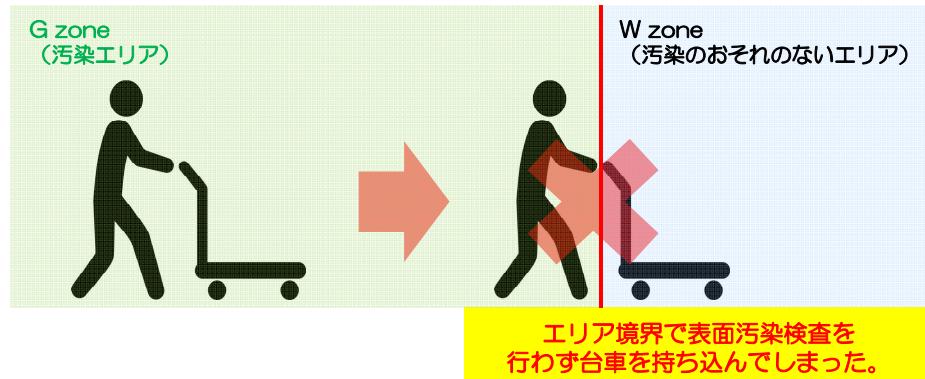
2025年11月18日以降に発生した放射線防護に係る不適合

件名	発生年月日	概要	要因分類
①免震重要棟における表面汚染検査未実施について	2025.11.17	協力企業作業員が、免震重要棟から3,4号S/B休憩所まで飲料水を運搬する作業において使用した運搬台車をGゾーンから汚染の恐れのない管理対象区域に戻す際、表面汚染検査をせずに管理区域境界を超ってしまったことが確認された。その後、運搬台車及び作業エリア・作業員の表面汚染検査を実施した結果、汚染がない事を確認。	基本行動の不備

①. 免震重要棟における表面汚染検査未実施について

不適切事例

協力企業作業員が、免震重要棟から3,4号S/B休憩所へ飲料水を運搬する作業において、使用した台車を免震重要棟内の汚染のおそれのないエリアへ表面汚染検査を行わずに持ち込んでしまった。
作業員の区域区分の認識不足及び放射線管理員の周知が不十分であった事が原因。
その後、当該台車及び移動ルートの表面汚染検査を行い、汚染がない事を確認した。



【正しいふるまい】

- ・汚染エリアで使用した物品を汚染のおそれのないエリアへ持ち込む際は表面汚染検査を確実に行う。

対策

- ①協力企業放射線管理員は、作業エリアの区域区分を事前確認し、作業員全員へ指示及び理解度の確認を行う。
- ②放射線安全推進連絡会にて当該事象の紹介及び注意喚起を実施。

守らなければならない理由

汚染のおそれのないエリアへ汚染を持ち込む事により
身体汚染・内部取り込みに繋がるおそれあり。